健 康 福 祉 委 員 会
令 和 5 年 9 月 27 日
健康政策部　資料52番
所管　感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の秋以降の対応について

新型コロナウイルス感染症の10月以降の対応については以下のとおり。

1　患者等への対応

（１）　公費支援

ア　新型コロナ治療薬　一部自己負担の上、公費支援を継続

〈自己負担額〉

・３割負担の方：9,000円

・２割負担の方：6,000円

・１割負担の方：3,000円

イ　入院医療費

自己負担額を変更し継続（自己負担限度額から原則１万円減額）

ウ　移送（透析等特に配慮を要する方）　終了

（２）宿泊療養施設　終了

（３）高齢者等医療支援型施設　継続

（４）酸素・医療提供ステーション　終了（上記（３）高齢者等医療支援型施設に機能を集約）

2　外来医療体制　原則全ての医療機関へ段階的に拡大

3　相談体制

（１）大田区相談センター（10月２日　午前９時から）

電話：03-5744-1360（祝日を除く月から金曜、午前９時から午後５時まで）

内容：体調に関するご相談、自宅療養者からの健康相談（看護師対応）

（２）東京都新型コロナ相談センター

電話：0120-670-440（土日祝日を含む24時間対応）

内容：新型コロナウイルス感染症に係る一般的な相談、外来対応医療機関等の紹介

4　基本的な感染防止対策

引き続き効果的な換気や手洗いなどの手指衛生を推奨する。

高齢者施設や医療機関に行く場合など、感染対策に効果的である場面などについては、マスクの着用を推奨する。

5　区民への周知

区報のほか、区ホームページ、区公式Twitterにて周知